

(参考)

大きな地震や、風水害などの災害時に自力（家族）での避難が難しい方へ。

《避難行動要支援者名簿登録等のご案内》

～災害時に避難の手助けをする体制づくりに名簿を活用します。

自力（家族）での避難が困難な方は名簿登録の申請をしてください～

避難行動要支援者名簿登録制度等の目的

自力または家族だけでは避難ができず、第三者の助けを必要とする方（避難行動要支援者）を地域みんなで助ける仕組みをつくるためのものです。

市では、名簿登録された場合、同意を得た方に対し、地域による個別避難計画の作成・計画情報の提供を推進しております。個別避難計画の作成に同意された場合は、地域での活動に積極的にご協力ください。

ただし、名簿や個別避難計画の作成は、第三者の善意に基づき避難の可能性を高めるためのものであり、災害時の避難支援を約束するものではありませんし、避難支援できなかった場合に支援者及び市が責任を負うものではありません。

避難支援の対象となる方は？

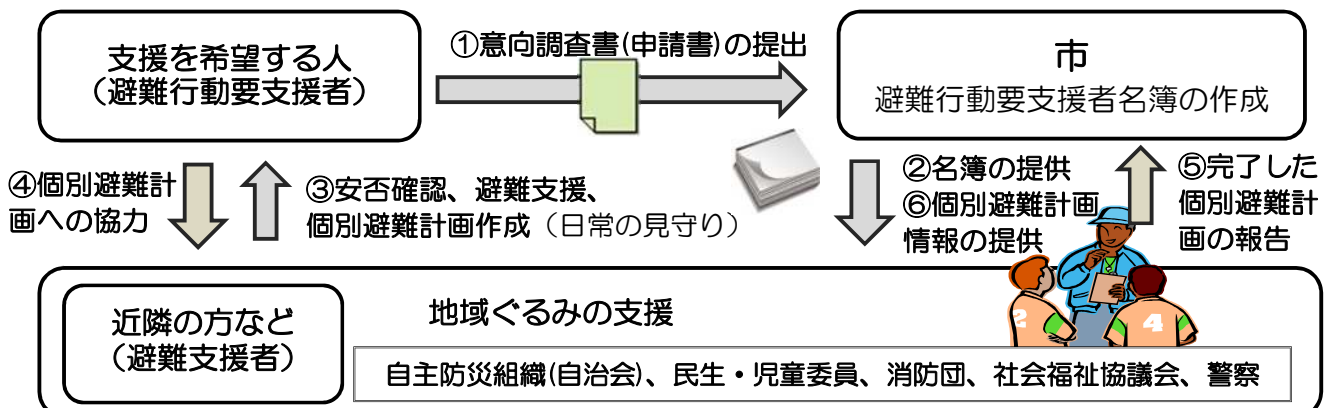
災害時に避難が必要となった場合に、身体が不自由などの理由で自力または家族の支援のみでは避難が困難であり、第三者の支援を必要とする在宅の方が対象です。

（第三者の支援が必要かどうかは、本人またはご家族に判断していただきます）

※施設に入所されている方や長期入院の方は対象外です。



支援のしくみ



名簿に登録された方の情報は、災害時の安否確認や避難支援の実施のため、自主防災組織（自治会）や民生・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察に提供され、災害時に誰が助けに行くかを決めたり（個別避難計画の作成）、日頃の見守り活動などに利用されます。

個人情報取り扱い

申請いただいた方の個人情報（氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由）は、日頃の見守りや災害時の避難支援の用途に限定して、市や避難支援関係者において利用されます。

登録方法と問合せ先

意向調査書（本書）に必要な事項を記入のうえ、防災対策課、障がい福祉課、介護保険課、高齢福祉課、地域保健課または各事務所へ提出してください。（郵送可）

岐阜市都市防災部防災対策課 電話 058-267-4763
FAX 058-265-3857